

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和8年7月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数)
20260707	野口タクシー 株式会社(法人番号5060001036017) 代表者 大久保 鋭江	栃木県下都賀郡壬生町大字安塚915番地4	安塚営業所	栃木県下都賀郡壬生町大字安塚915番地4	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項	令和7年8月4日及び令和7年8月12日、事業譲渡を受けたことを端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)勤務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(3)業務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(4)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出義務違反(道路運送法施行規則第66条第1項第6号)	0	0
20260709	京浜ハイヤー 株式会社(法人番号9020001003818) 代表者 岩浦 泰二	神奈川県横浜市港南区最戸1丁目8番地5号	保土ヶ谷営業所	神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町377番地	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和8年4月17日及び令和8年5月15日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
20260714	金澤 株式会社(法人番号6011501016107) 代表者 左 濱	東京都中野区南台1-1-14 石井ビル3F	東京営業所	東京都足立区西伊興4丁目7-22-201	事業停止(30日間)	道路運送法第86条第1項	令和8年5月21日、羽田空港での現地調査による客引き行為の現認を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)許可等の条件違反(道路運送法第86条第1項)	30	30
20260730	東京国際第一交通 株式会社(法人番号3010501052239) 代表者 鈴木 春恵	東京都葛飾区西水元2丁目10-20	葛飾区営業所	東京都葛飾区西水元1-12-16	事業停止(30日間)	道路運送法第86条第1項	令和8年6月10日、羽田空港での現地調査による客引き行為の現認を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)許可等の条件違反(道路運送法第86条第1項)	30	30

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)